

# 介護保険料納入通知書を送付します

～保険料の金額や納期限の確認を～

65歳以上の方（第1号被保険者）は、介護保険料を納付することになりますが、その納め方は、普通徴収と特別徴収の2種類に分かれます。普通徴収の方には介護保険料納入通知書を今月中旬頃に、特別徴収の方には介護保険料特別徴収通知書を8月にそれぞれ発送します。なお、65歳以上の方の介護保険料は別表のとおりです。

別表 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

区分	月額保険料
第1段階	1,400円
第2段階	1,400円
第3段階（特例）	1,750円
第3段階	2,100円
第4段階（特例）	2,450円
第4段階（基準額）	2,800円
第5段階	3,500円
第6段階	4,200円

## 普通徴収

納入通知書に記載の金融機関で納付してください。保険料の納入には、便利な口座振替をお勧めします。

## 特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、各種公的年金（老齢・退職・障害・遺族年金）からの天引きとなりますので、金額をご確認ください。

## 普通徴収・特別徴収併用の方

年度の途中（6月・8月または10月）から特別徴収が開始される方には、1期または2期分までの介護保険料納入通知書を送付しています。

# 介護保険施設の居住費及び食費の減額申請

～対象は非課税世帯の方～

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所、またはショートステイを利用されている方の居住費、食費負担額の減額認定期間が6月30日で満了することに伴い、7月1日からの減額認定の更新手続き及び新規の申請を受け付けています。

これは、本来自己負担となる介護保険施設での居住費と食費（ショートステイを含む）について、町民税非課税世帯の方を対象に負担の軽減を図るものです。

なお、減額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼることができませんのでご注意ください。

# 障がい者控除対象者認定書について

障がい者手帳の交付を受けていない場合でも、65歳以上の要支援・要介護認定を受けている方で、身体の障がい又は認知症の状態が一定の基準に該当すると町が認定した方は、確定申告等により税の控除を受けられる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

なお、この認定書は税の控除のみに使用できるものであり、障がい者としてのサービスが受けられるものではありません。また、対象者本人、対象者を扶養している人で所得税・住民税が課税されている人となりますので、ともに課税されていない（非課税の）人で、所得控除の必要のない人は該当しません。

問い合わせ先 保健福祉課 介護保険担当 ☎76-2151（内線230）

# お知らせ

## information

インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。

住民企画グループ ☎ 76-2151  
FAX 76-2976

パスポートの申請は7月から美幌町役場で

今年の7月1日（月）から、津別町住民のパスポート（旅券）申請の窓口が、美幌町役場（戸籍年金窓口）になります。

今まで、オホーツク総合振興局（網走市）と北見市の「移動窓口」でパスポート申請をしていましたが、7月1日より美幌町役場で申請することになります。

津別町役場（戸籍年金窓口）では、パスポート申請の相談を受け付けます。

オホーツク総合振興局及び北見市の移動窓口（6月30日廃止）での申請は、出来なくなるのでご注意ください。

【パスポート申請交付窓口】  
美幌町役場 戸籍年金窓口  
（美幌町字東2条北2丁目25）  
窓口の時間等

△申請▽月曜日から金曜日  
午前8時45分～午後4時30分  
△交付▽月曜日から金曜日  
午前8時45分～午後5時30分  
☎73-111111

【パスポート申請相談窓口】  
津別町役場 戸籍年金窓口  
☎76-2151

第1回ふれあい歩こう会「藻琴山ハイキング！」

新緑の藻琴山を登ってみませんか？ 興味がある方は是非ご参加ください。

日時 6月23日（日）  
午前8時50分集合  
集合場所 中央公民館  
コース ハイランド小清水72  
5登山口から頂上を目指し、  
片道1時間程度の山道を歩きます。  
午後3時前後に中央公

民館へ戻る予定です。

申込期限 6月17日（月）  
募集人数 30人（先着順）

参加費 無料（各自で傷害保険に加入のこと）

準備する物 お弁当、おやつ、ゴミ袋、飲料水（多めに）、帽子、カップ、着替え、タオル、暖かい服装など

その他 雨天等の場合は中止  
申し込み・問い合わせ先  
生涯学習課社会教育グループ  
☎76-2713

札幌国税局より  
税務職員募集のお知らせ

受験資格 高卒見込みの者及び  
高卒後3年を経過していない者

受付期間  
① インターネット  
6月24日～7月3日

② 郵送又は持参  
6月24日～6月28日

試験日  
1次試験 9月8日  
2次試験

10月17日～10月25日の  
指定する1日  
問い合わせ先  
網走税務署

☎0152-43-2181

受験申込専用アドレス  
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

## 地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

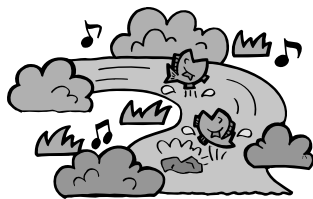
### 不法投棄事案の発生について

～美幌町・津別町～

4月に入り、美幌町、津別町において、処分に困ったテレビや洗濯機などを山林、林道、また他人の敷地内に投げ捨てるなど悪質な不法投棄事案が数件発生しています。

不法投棄した場合、5年以下の懲役または1,000万円（法人には1億円までの加重ができる）以下の罰金という厳しい罰則が設けられています。

美幌警察署においても警戒を強化しておりますので、不法投棄は絶対にやめましょう。



## 交通安全情報

1年生が最も多い小学生の交通事故

住民企画課  
住民企画グループ

4月から5月にかけて、各小学校、幼稚園、保育所で交通安全全教室が開催され、みんな、交通安全をテーマにしたビデオを見たり、実際に道路を歩いたり自転車で行って、交通ルールをしっかりと学んでいました。

北海道警察がまとめた過去5年間の交通事故実態によると、小学生の交通事故による死傷者数は、死者13人、傷者2605人（状況は歩行中、自転車運転中、自動車乗車中、その他）。学年別では1年生が最も多く、死者4人、傷者490人。月別では6月に最も多く事故が発生しています（736件中92件）。

また、自動車乗車中に死傷した小学生のシートベルト着用率は、58・1%にとどまっています。自動車に乗るときは、お子さんにも必ずシートベルトを着用させましょう。